

第77号議案

滋賀県教育委員会事務局組織規程の一部改正について

滋賀県教育委員会事務局組織規程（昭和53年滋賀県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月24日

滋賀県教育委員会

滋賀県教育委員会事務局組織規程の一部改正

第2条第1項第9号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ右欄に掲げる室を置く。

教育総務課	教育ICT化推進室
教職員課	健康福利室

第3条の表教育総務課の項中第14号を削り、同項第15号中「教育文化行政」を「教育行政」に改め、同号を同項第14号とし、同項中第16号から第24号までを1号ずつ繰り上げ、第25号を削り、第26号を第24号とし、同号の次に次の1号を加え、第27号を第26号とする。

(25) 博物館法（昭和26年法律第285号）の施行に関する事。

第3条の表教育総務課の項に次のように加える。

教育ICT化推進室	(1) 学校教育情報化に係る施策の企画および調整に関する事。 (2) ICTを活用した学校教育の推進に関する事。 (3) 学校におけるICT環境の整備に関する事。 (4) 県立学校の校務の情報化に関する事。 (5) その他学校教育の情報化の推進に必要な事項
-----------	--

第3条の表文化財保護課の項を削る。

第4条中「第2条に規定する」を「次の表の左欄に掲げる」に、「次の」を

「同表の右欄に掲げる」に改め、同条の表教育総務課の項中「、学校情報化推進係」を削り、同表文化財保護課の項を削る。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

「滋賀県教育委員会事務局組織規程」の一部改正について

1 改正の理由

- ・令和 2 年度の組織改編に伴い、教育総務課に「教育 ICT 化推進室」を設置することにより必要な改正を行うもの。
- ・文化財保護課を知事部局で所管することになったため、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

- ・教育ICT化推進室を置き、分掌事項を定める。(第 2 条、第 3 条関係)
- ・文化財保護課の分掌事項、係等を削除する(第 3 条、第 4 条関係)
- ・

3 施行日

- ・令和 2 年 4 月 1 日

滋賀県教育委員会事務局組織規程新旧対照表

旧	新
<p>滋賀県教育委員会事務局組織規程（昭和51年滋賀県教育委員会規則第12号）の全部を改正する。</p> <p>（事務局の設置）</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条の規定に基づき、滋賀県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務を処理するため、滋賀県教育委員会事務局（以下「事務局」という。）を置く。</p> <p>（課および室）</p> <p>第2条 事務局に次の課を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 教育総務課 (2) 教職員課 (3) 高校教育課 (4) 幼小中教育課 (5) 特別支援教育課 (6) 人権教育課 (7) 生涯学習課 (8) 保健体育課 	<p>滋賀県教育委員会事務局組織規程（昭和51年滋賀県教育委員会規則第12号）の全部を改正する。</p> <p>（事務局の設置）</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条の規定に基づき、滋賀県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務を処理するため、滋賀県教育委員会事務局（以下「事務局」という。）を置く。</p> <p>（課および室）</p> <p>第2条 事務局に次の課を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 教育総務課 (2) 教職員課 (3) 高校教育課 (4) 幼小中教育課 (5) 特別支援教育課 (6) 人権教育課 (7) 生涯学習課 (8) 保健体育課

(9) 文化財保護課

2 教職員課に健康福利室を置く。

(分掌事務)

第3条 前条に規定する課および室の分掌事務は、次のとおりとする。

名称	分掌事項
教育総務課	(1) 事務局および学校以外の教育機関の職員の任免、分限、懲戒、給与および服務に関する事。 (2) 教育委員会規則等の制定または改廃に関する事。 (3) 行政不服審査法に基づく審査請求に係る裁決に関する事（他の課の所掌に属するものを除く。） (4) 公印の管守に関する事。 (5) 学校以外の教育機関の設置および廃止に関する事。 (6) 事務局および学校以外の教育機関の職員の研修に関する事。 (7) 事務局内の連絡調整に関する事。 (8) 教育委員会の儀式および表彰に関する事。 (9) 文書の收受に関する事。 (10) 教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する事。 (11) 総合教育会議に関する事。

(削除)

2 次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ右欄に掲げる室を置く。

教育総務課	教育ICT化推進室
教職員課	健康福利室

(分掌事務)

第3条 前条に規定する課および室の分掌事務は、次のとおりとする。

名称	分掌事項
教育総務課	(1) 事務局および学校以外の教育機関の職員の任免、分限、懲戒、給与および服務に関する事。 (2) 教育委員会規則等の制定または改廃に関する事。 (3) 行政不服審査法に基づく審査請求に係る裁決に関する事（他の課の所掌に属するものを除く。） (4) 公印の管守に関する事。 (5) 学校以外の教育機関の設置および廃止に関する事。 (6) 事務局および学校以外の教育機関の職員の研修に関する事。 (7) 事務局内の連絡調整に関する事。 (8) 教育委員会の儀式および表彰に関する事。 (9) 文書の收受に関する事。 (10) 教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する事。 (11) 総合教育会議に関する事。

<p>(12) 教育委員会の会議に関する事。</p> <p>(13) 教育振興基本計画に関する事。</p> <p>(14) 教育委員会の儀式および表彰に関する事。</p> <p>(15) 教育文化行政の総合調整に関する事。</p> <p>(16) 市町教育委員会に対する連絡調整に関する事。</p> <p>(17) 教育に係る広報活動に関する事。</p> <p>(18) 教育行政に関する相談の連絡調整に関する事。</p> <p>(19) 報道機関との連絡に関する事。</p> <p>(20) 教育委員会の所管に係る予算の調整に関する事。</p> <p>(21) 教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価に関する事。</p> <p>(22) 県立学校の施設および設備（他の課の所掌に属するものを除く。）の整備ならびに運営（他の課の所掌に属するものを除く。）に関する事。</p> <p>(23) 産業教育施設に関する事。</p> <p>(24) 市町立学校施設に関する国庫負担金および補助金に関する事。</p> <p>(25) 県立学校の校務情報化に関する事。</p> <p>(26) 課内および特別支援教育課の庶務に関する事。 (新設)</p> <p>(27) その他他の課の所掌に属しない事項</p>
--

<p>(12) 教育委員会の会議に関する事。</p> <p>(13) 教育振興基本計画に関する事。 (削除)</p> <p>(14) 教育行政の総合調整に関する事。</p> <p>(15) 市町教育委員会に対する連絡調整に関する事。</p> <p>(16) 教育に係る広報活動に関する事。</p> <p>(17) 教育行政に関する相談の連絡調整に関する事。</p> <p>(18) 報道機関との連絡に関する事。</p> <p>(19) 教育委員会の所管に係る予算の調整に関する事。</p> <p>(20) 教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価に関する事。</p> <p>(21) 県立学校の施設および設備（他の課の所掌に属するものを除く。）の整備ならびに運営（他の課の所掌に属するものを除く。）に関する事。</p> <p>(22) 産業教育施設に関する事。</p> <p>(23) 市町立学校施設に関する国庫負担金および補助金に関する事。 (削除)</p> <p>(24) 課内および特別支援教育課の庶務に関する事。</p> <p>(25) 博物館法（昭和26年法律第285号）の施行に関する事。</p> <p>(26) その他他の課の所掌に属しない事項</p>
--

	(新設)	(新設)		教育ICT化推進室	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>学校教育情報化に係る施策の企画および調整に関すること。</u> (2) <u>ICTを活用した学校教育の推進に関すること。</u> (3) <u>学校におけるICT環境の整備に関すること。</u> (4) <u>県立学校の校務の情報化に関すること。</u> (5) <u>その他学校教育の情報化の推進に必要な事項</u>
教職員課		<ul style="list-style-type: none"> (1) 校長、教頭、教員其他学校の職員（以下「教職員」という。）の任免、分限および懲戒に関すること。 (2) 県立学校の教職員の服務および勤務条件に関すること。 (3) 市町立小・中学校の教職員の勤務条件に関すること。 (4) 市町立小・中学校の教職員の定数に関すること。 (5) 教職員の給与およびその国庫負担に関すること。 (6) 教職員の旅費に関すること（市町立小・中学校（大津市に所在するものを除く。）の教職員の旅費の支出に関することを除く。）。 (7) 教職員の人事評価に関すること。 (8) 教職員の組織する職員団体に関すること。 (9) 教職員の研修（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。 (10) 教育職員免許状に関すること。 (11) 教職員の公務災害補償に関すること。 	教職員課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 校長、教頭、教員其他学校の職員（以下「教職員」という。）の任免、分限および懲戒に関すること。 (2) 県立学校の教職員の服務および勤務条件に関すること。 (3) 市町立小・中学校の教職員の勤務条件に関すること。 (4) 市町立小・中学校の教職員の定数に関すること。 (5) 教職員の給与およびその国庫負担に関すること。 (6) 教職員の旅費に関すること（市町立小・中学校（大津市に所在するものを除く。）の教職員の旅費の支出に関することを除く。）。 (7) 教職員の人事評価に関すること。 (8) 教職員の組織する職員団体に関すること。 (9) 教職員の研修（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。 (10) 教育職員免許状に関すること。 (11) 教職員の公務災害補償に関すること。 	

健康福利室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教職員の恩給および退職料に関する事。 (2) 事務局および学校その他の教育機関の職員の福利および厚生に関する事。 (3) 事務局および学校その他の教育機関の職員の健康管理に関する事。 (4) 公立学校共済組合に関する事。 (5) 教職員互助会に関する事。 	健康福利室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教職員の恩給および退職料に関する事。 (2) 事務局および学校その他の教育機関の職員の福利および厚生に関する事。 (3) 事務局および学校その他の教育機関の職員の健康管理に関する事。 (4) 公立学校共済組合に関する事。 (5) 教職員互助会に関する事。
高校教育課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県立の中学校および高等学校の経営管理の指導に関する事。 (2) 高等学校の教育課程、学習指導（保健体育を除く。）および進路指導に関する事。 (3) 高等学校における学校図書館教育の指導に関する事。 (4) 定時制および通信教育の指導に関する事。 (5) 高等学校の教職員の教育指導研修に関する事。 (6) 高等学校等の設置および廃止に関する事。 (7) 県立の中学校および高等学校の入学者の選抜に関する事。 (8) 高等学校の教科用図書に関する事。 (9) 修学支援に関する事。 (10) 産業教育審議会に関する事。 (11) 高等学校に係る教育研究団体の指導に関する事。 	高校教育課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県立の中学校および高等学校の経営管理の指導に関する事。 (2) 高等学校の教育課程、学習指導（保健体育を除く。）および進路指導に関する事。 (3) 高等学校における学校図書館教育の指導に関する事。 (4) 定時制および通信教育の指導に関する事。 (5) 高等学校の教職員の教育指導研修に関する事。 (6) 高等学校等の設置および廃止に関する事。 (7) 県立の中学校および高等学校の入学者の選抜に関する事。 (8) 高等学校の教科用図書に関する事。 (9) 修学支援に関する事。 (10) 産業教育審議会に関する事。 (11) 高等学校に係る教育研究団体の指導に関する事。

	<p>(12) 県立の中学校および高等学校の教育設備に関すること。</p> <p>(13) 県総合教育センターに関すること（幼小中教育課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(14) 県立学校の編成に関すること。</p> <p>(15) 教育に係る調査および統計に関すること。</p>		<p>(12) 県立の中学校および高等学校の教育設備に関すること。</p> <p>(13) 県総合教育センターに関すること（幼小中教育課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(14) 県立学校の編成に関すること。</p> <p>(15) 教育に係る調査および統計に関すること。</p>
幼小中教育課	<p>(1) 小学校、中学校および幼稚園（以下この項において「小学校等」という。）（市町が設置するものに限る。）の経営管理の指導に関すること。</p> <p>(2) 小学校および中学校の教育課程、学習指導（保健体育を除く。）および進路指導に関すること。</p> <p>(3) 公立学校の生徒指導に関すること。</p> <p>(4) 小学校および中学校における学校図書館教育の指導に関すること。</p> <p>(5) 小学校等の教職員の教育指導研修に関すること。</p> <p>(6) 小学校等（市町が設置するものに限る。）の設置および廃止に関すること。</p> <p>(7) 幼稚園教育の指導に関すること。</p> <p>(8) 小学校および中学校の教科用図書に関すること。</p> <p>(9) 小学校等に係る教育研究団体の指導に関すること。</p> <p>(10) 小学校等（市町が設置するものに限る。）の教育設備に関すること。</p> <p>(11) 県総合教育センターに関すること（小学校等に係る</p>	幼小中教育課	<p>(1) 小学校、中学校および幼稚園（以下この項において「小学校等」という。）（市町が設置するものに限る。）の経営管理の指導に関すること。</p> <p>(2) 小学校および中学校の教育課程、学習指導（保健体育を除く。）および進路指導に関すること。</p> <p>(3) 公立学校の生徒指導に関すること。</p> <p>(4) 小学校および中学校における学校図書館教育の指導に関すること。</p> <p>(5) 小学校等の教職員の教育指導研修に関すること。</p> <p>(6) 小学校等（市町が設置するものに限る。）の設置および廃止に関すること。</p> <p>(7) 幼稚園教育の指導に関すること。</p> <p>(8) 小学校および中学校の教科用図書に関すること。</p> <p>(9) 小学校等に係る教育研究団体の指導に関すること。</p> <p>(10) 小学校等（市町が設置するものに限る。）の教育設備に関すること。</p> <p>(11) 県総合教育センターに関すること（小学校等に係る</p>

	ものに限る。)		ものに限る。)
	(12) 県立びわ湖フローティングスクールに関すること。		(12) 県立びわ湖フローティングスクールに関すること。
特別支援教育課	(1) 特別支援教育の指導に関すること。 (2) 特別支援学校の経営管理の指導に関すること。 (3) 特別支援学校および特別支援学級の教育課程、学習指導（保健体育を除く。）および進路指導に関すること。 (4) 特別支援学校の学校図書館教育の指導に関すること。 (5) 特別支援学校および特別支援学級の教職員の教育指導研修に関すること。 (6) 障害児の就学指導に関すること。 (7) 特別支援学校の就学通知に関すること。 (8) 特別支援学校の入学者の選考に関すること。 (9) 特別支援学校および特別支援学級の教科用図書に関すること。 (10) 特別支援教育に係る教育研究団体の指導に関すること。 (11) 特別支援教育に係る就学奨励および補助に関すること。 (12) 特別支援教育に係る教育設備および補助に関すること。 (13) 特別支援学校の適正配置計画の策定に関すること。 (14) 特別支援学校の学級編制に関すること。	特別支援教育課	(1) 特別支援教育の指導に関すること。 (2) 特別支援学校の経営管理の指導に関すること。 (3) 特別支援学校および特別支援学級の教育課程、学習指導（保健体育を除く。）および進路指導に関すること。 (4) 特別支援学校の学校図書館教育の指導に関すること。 (5) 特別支援学校および特別支援学級の教職員の教育指導研修に関すること。 (6) 障害児の就学指導に関すること。 (7) 特別支援学校の就学通知に関すること。 (8) 特別支援学校の入学者の選考に関すること。 (9) 特別支援学校および特別支援学級の教科用図書に関すること。 (10) 特別支援教育に係る教育研究団体の指導に関すること。 (11) 特別支援教育に係る就学奨励および補助に関すること。 (12) 特別支援教育に係る教育設備および補助に関すること。 (13) 特別支援学校の適正配置計画の策定に関すること。 (14) 特別支援学校の学級編制に関すること。
人権教育課	(1) 人権教育の総合的な企画、立案および連絡調整に関する	人権教育課	(1) 人権教育の総合的な企画、立案および連絡調整に関する

	<p>ること。</p> <p>(2) 人権教育の研究およびその成果の普及に関すること。</p> <p>(3) 人権教育の教材開発および指導者養成に関すること。</p> <p>(4) 関係団体等による人権・同和教育活動の振興に関すること。</p> <p>(5) 同和教育推進本部に関すること。</p> <p>(6) 同和教育の推進に関すること。</p> <p>(7) 旧地域改善対策修学奨励資金の管理に関すること。</p> <p>(8) 地域総合センターにおける教育および文化活動の助言に関すること。</p>		<p>ること。</p> <p>(2) 人権教育の研究およびその成果の普及に関すること。</p> <p>(3) 人権教育の教材開発および指導者養成に関すること。</p> <p>(4) 関係団体等による人権・同和教育活動の振興に関すること。</p> <p>(5) 同和教育推進本部に関すること。</p> <p>(6) 同和教育の推進に関すること。</p> <p>(7) 旧地域改善対策修学奨励資金の管理に関すること。</p> <p>(8) 地域総合センターにおける教育および文化活動の助言に関すること。</p>
生涯学習課	<p>(1) 社会教育に関する企画、立案および連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 市町社会教育体制の整備および指導に関すること。</p> <p>(3) 社会教育委員に関すること。</p> <p>(4) 社会教育施設（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(5) 生涯学習の推進に関すること。</p> <p>(6) 地域および家庭教育に関すること。</p> <p>(7) 青少年教育に関すること。</p> <p>(8) 子ども読書活動の推進に関すること。</p> <p>(9) 学校、家庭および地域の相互の連携の推進に関すること。</p> <p>(10) 社会教育関係団体（青少年関係団体を除く。）の指</p>	生涯学習課	<p>(1) 社会教育に関する企画、立案および連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 市町社会教育体制の整備および指導に関すること。</p> <p>(3) 社会教育委員に関すること。</p> <p>(4) 社会教育施設（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(5) 生涯学習の推進に関すること。</p> <p>(6) 地域および家庭教育に関すること。</p> <p>(7) 青少年教育に関すること。</p> <p>(8) 子ども読書活動の推進に関すること。</p> <p>(9) 学校、家庭および地域の相互の連携の推進に関すること。</p> <p>(10) 社会教育関係団体（青少年関係団体を除く。）の指</p>

	<p>導育成に関すること。</p> <p>(11) 人権教育推進協議会の指導援助に関すること。</p> <p>(12) 県立図書館に関すること。</p> <p>(13) 学習情報の収集および提供に関すること。</p> <p>(14) 視聴覚教育に関すること。</p> <p>(15) 公立視聴覚ライブラリーの運営指導に関すること。</p> <p>(16) ユネスコ活動に関すること。</p>		<p>導育成に関すること。</p> <p>(11) 人権教育推進協議会の指導援助に関すること。</p> <p>(12) 県立図書館に関すること。</p> <p>(13) 学習情報の収集および提供に関すること。</p> <p>(14) 視聴覚教育に関すること。</p> <p>(15) 公立視聴覚ライブラリーの運営指導に関すること。</p> <p>(16) ユネスコ活動に関すること。</p>
保健体育課	<p>(1) 学校保健および学校保全（安全教育および安全管理をいう。）についての指導助言に関すること。</p> <p>(2) 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。</p> <p>(3) 学校における体育の管理および指導に関すること。</p> <p>(4) 学校の体育施設および設備（県立学校に係る施設および設備（教育設備を除く。）を除く。）に関すること。</p> <p>(5) 全国高等学校総合体育大会に関すること。</p> <p>(6) 全国中学校体育大会に関すること。</p> <p>(7) 体育団体および体育組織に関すること。</p> <p>(8) 学校給食の管理および指導に関すること。</p> <p>(9) 学校給食施設および設備（県立学校に係る施設および設備（調度および物品を除く。）を除く。）に関すること。</p>	保健体育課	<p>(1) 学校保健および学校保全（安全教育および安全管理をいう。）についての指導助言に関すること。</p> <p>(2) 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。</p> <p>(3) 学校における体育の管理および指導に関すること。</p> <p>(4) 学校の体育施設および設備（県立学校に係る施設および設備（教育設備を除く。）を除く。）に関すること。</p> <p>(5) 全国高等学校総合体育大会に関すること。</p> <p>(6) 全国中学校体育大会に関すること。</p> <p>(7) 体育団体および体育組織に関すること。</p> <p>(8) 学校給食の管理および指導に関すること。</p> <p>(9) 学校給食施設および設備（県立学校に係る施設および設備（調度および物品を除く。）を除く。）に関すること。</p>
文化財保護課	<p>(1) 文化財の保護活用に関すること。</p> <p>(2) 文化財の指定に関すること。</p> <p>(3) 有形文化財に関すること。</p>		(削除)

- (4) 伝統的建造物群保存地区に関すること。
- (5) 埋蔵文化財に関すること。
- (6) 史跡名勝天然記念物に関すること。
- (7) 美術工芸品に関すること。
- (8) 無形文化財および民俗文化財に関すること。
- (9) 文化財の保存技術に関すること。
- (9)の2 特別史跡安土城跡ならびに中世および近世の城郭の保存および活用に関すること。
- (10) 鉄砲刀剣類の登録に関すること。
- (11) 文化財保護審議会に関すること。
- (12) 県立安土城考古博物館に関すること。
- (13) 県立琵琶湖文化館に関すること。
- (14) 博物館法（昭和26年法律第285号）の施行に関すること。
- (15) 歴史系の県立博物館の整備に関すること。

(係の設置)

第4条 第2条に規定する課または室にそれぞれ次の係を置く。

課・室名	係名
教育総務課	総務係、企画係、学校施設管理係、学校施設整備係、 <u>学校情報化推進係</u>
教職員課	服務・免許係、給与係、人材育成・働き方改革係、県

--	--

(係の設置)

第4条 次の表の左欄に掲げる課または室にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。

課・室名	係名
教育総務課	総務係、企画係、学校施設管理係、学校施設整備係
教職員課	服務・免許係、給与係、人材育成・働き方改革係、県

	立学校人事係、小中学校人事係
健康福利室	福利厚生係、健康管理係
高校教育課	企画管理係、学校経営支援係、教育力向上係、修学支援係
幼小中教育課	企画管理係、教育課程指導係、学ぶ力向上係
特別支援教育課	企画管理係、教育指導係
人権教育課	調整係、企画振興係
生涯学習課	生涯学習振興係、地域・家庭教育係
保健体育課	管理係、学校体育係、保健安全・給食係
文化財保護課	企画管理係、建造物係、美術工芸・民俗係、記念物係、 埋蔵文化財係、安土城・城郭調査係

(追加〔平成27年教委規則5号〕、一部改正〔平成28年教委規則11号・29年5号・30年9号・31年4号〕)

付則 省略

	立学校人事係、小中学校人事係
健康福利室	福利厚生係、健康管理係
高校教育課	企画管理係、学校経営支援係、教育力向上係、修学支援係
幼小中教育課	企画管理係、教育課程指導係、学ぶ力向上係
特別支援教育課	企画管理係、教育指導係
人権教育課	調整係、企画振興係
生涯学習課	生涯学習振興係、地域・家庭教育係
保健体育課	管理係、学校体育係、保健安全・給食係
(削除)	

(追加〔平成27年教委規則5号〕、一部改正〔平成28年教委規則11号・29年5号・30年9号・31年4号〕)

付則 省略